

2025 年 11 月 2 日

申入書

四国電力取締役社長
宮本喜弘 様

伊方原発をとめる会

本年 3 月 18 日、松山地裁の菊池浩也裁判長は伊方原発 3 号炉の運転差止を求めた私たちの訴えを棄却しました。しかし、松山地裁判決は、原発は安全で事故など起こさないというお墨付きを与えたものでは決してありません。福島第一原発事故の甚大な被害を忘れ、原発へと回帰する政府の意向に忖度・追従した恥ずべき判決であり、司法の役割を放棄した、新しい「安全神話」に加担するものです。

かつて、原子力規制委員会の委員長が「適合性は審査したが、安全だということは申し上げない」と発言しています。過酷事故が発生した場合には、佐田岬半島側に居住する 5000 人近くの人々が避難できないことは明らかです。

貴社が住民の安全を顧みず原発の運転に固執し、まともな避難計画もないままに原発の運転を行っていることに強く抗議します。貴社の行為は、日々不安に接している原発周辺の人々の生命、自由及び幸福追求の権利が侵害された状態を作り出しているのです。

しかも、地震の脅威が高まっています。昨年、4 月 17 日、愛南町、宿毛市で震度 6 弱の揺れを観測する地震があり、8 月 8 日には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。その上、日本で最も活動的な活断層の一つの中央構造線断層帯が伊方原発の目の前を走っています。二重に巨大地震の脅威にさらされているのが伊方原発です。中央構造線断層帯が約 480 km にわたって連動して動く巨大地震の場合、650 ガルの基準地震動の伊方原発が無事であるとは到底信じられません。

さらには、伊方原発で増え続ける使用済み核燃料の行方はどうなるのでしょうか。放射性廃棄物「核のごみ」についても、中間貯蔵問題や最終処分についても未解決です。核燃料サイクル政策はとっくに破綻しています。なし崩し的に長期間敷地内で保管され、伊方が中間貯蔵施設となる懸念があります。原発施設が軍事標的になる恐れも出てきました。もはや原発を稼働すべきではありません。

10 月 13 日、私たちは千葉商科大学前学長の原科幸彦（はらしなさちひこ）さんの講演会を開催しました。「自然エネルギー 100% 社会を創る地域資源の活用で日本再生」と題した講演では、再生可能エネルギーによって、大学全体の消費を上回る電力を生み出した事実が示されました。

原科さんは、私たちの知事要請にあたっても、「愛媛県は太陽光発電に適した地域であり、耕作放棄地への太陽光パネルの設置を拡げ、さらソーラーシェアリングを普及すれば、全電力を太陽光だけで賄うことも可能です。加えて、風力や小型水力や地熱、バイオマス、潮力、波力、太陽熱などもあるので前途は洋々。愛媛県がその気になれば、日本の脱炭素をリードできます」と語っています。

貴社ホームページは、「四国電力グループは、国内外で 2030 年度までに 50 万 kW、2050 年度までに 200 万 kW の再生可能エネルギーの新規開発を目指します」としています。こちらに力点をあげばもっと自然エネルギーを生かせます、住民を被ばくさせる危険に常に直面している原発の運転をとりやめ、エネルギーの地産地消で安全安心の方向に転換すべきです。

以上、申し入れます。